

令和3年 第10回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年9月3日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年9月3日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (12人)

2番	佐藤	孝典	3番	草	礪良孝
4番	鈴木	八寿男	5番	小	玉均
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	17番	藤村	隆清

4. 欠席委員 (5名)

1番	佐藤	和	6番	佐藤	一也
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
16番	眞崎	純孝			

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

2. 議事

(1) 議案第29号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第30号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第31号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(4) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村 寅年子 局長補佐 榎尾 健

主事 浅利 天夢

7. 書記

主事 浅利 天夢

8. 議事録署名員

4番 鈴木 八寿男 5番 小玉 均

9. 会議の概要

会長 これより第10回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は12名、欠席委員は5名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に4番鈴木委員、5番小玉委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時5分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

議長 それでは議事に入ります。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請から議案第31号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを一括上程します。事務局より説明を求めます。

榎尾補佐 議案第29号について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は畑、申請事由は兼業のため経営縮小、経営規模の拡大となります。この農地につきましては、譲受人宅の隣接地であり、また譲渡人が十分な管理ができないことから、管理を行いやすい譲受人へ譲渡するとのことです。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与の案件となります。譲渡人は整理番号

榎尾補佐 1番と同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑、申請事由は兼業のため経営縮小、経営規模の拡大となります。こちらも譲渡人の管理が行き届かないことから、管理が行いやすい譲受人へ無償譲渡を行うこととなっております。

内容の説明は以上になります。

次に議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についての説明を致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さん、〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅となります。転用理由は現在借受人は両親、祖母など〇〇人で同居しておりますが、今後を考慮して申請地を造成し、一般個人住宅の建築を行うとのことです。なお、貸付人・借受人は親子となっております。

農地区分として申請地は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となっている農地であることから第1種農地として判断しております。第1種農地は基本的に不許可ではありますが、不許可の例外に規定されております施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、事務局では許可相当と判断しております。

次に整理番号2番です。農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡の一時転用となっております。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇市の株式会社〇〇となります。転用目的は砂利採取となっております。備考欄に記載しておりますが、転用期間については令和3年〇〇月〇〇日より1年間となります。

次に議案第31号現況非農地証明願いに対する可否決定の内容説明を

榎尾補佐 致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、申請者は〇〇市〇〇地区在住の〇〇さんです。非農地の事由として、申請地は昭和〇〇年月日不詳、平成〇〇年月日不詳から山林原野の状態となっており、農地として利用していないとのことです。説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたが、本日の総会では現地確認報告は割愛させていただきます。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第29号については許可、議案第30号については許可相当、第31号について非農地として認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第29号については許可、議案第30号については許可相当、第31号について非農地として認めることに決定します。

(9時16分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 協議事項はありません

嶋村局長 連絡事項 今後の日程について

9月10日(金) 令和3年度地区別市町村農業委員会 会長・会長職務代理者・事務局長会議(横手市役所条理南庁舎)

9月27日(月)農地利用調整会議

角館庁舎1階「101・102会議室」

農地専門委員会(利用調整会議終了後)

10月 8日(金)第11回農業委員会総会

角館庁舎1階「101・102会議室」

議長 協議連絡事項が終わりました。ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、これで令和3年第10回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(9時22分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年9月3日

議長

署名員 4番

署名員 5番
